

スチュワードシップ責任を果たすための方針

1. スチュワードシップ責任に対する考え方

スチュワードシップ活動とは、機関投資家が、株主議決権の行使やエンゲージメント（投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性をいう。）の考慮に基づく建設的な「目的を持った対話」）等を通じて、投資先企業の企業価値の向上や市場の持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図る活動です。

東京都職員共済組合（以下「都共済」という。）は、組合員等のために財産価値を長期的に増大させるという受託者責任と公的年金としての社会的責任を果たすことが求められていることから、スチュワードシップ活動に積極的に取り組んでおり、日本版スチュワードシップ・コードの各原則について受け入れています。

都共済では、資金運用について、運用受託機関を通じて企業に投資する形態を取っていることから、スチュワードシップ活動についても、企業との接触の機会が多く、企業経営に関する深い知見を有する運用受託機関を通じて行なうことが効果的であると考えています。

こうした考え方に基づき、投資先企業及び市場の持続的な成長を通じて、組合員等のために長期的に投資リターンを拡大させるよう、引き続き、以下のとおりスチュワードシップ活動に取り組み、スチュワードシップ責任を果たしてまいります。

〔都共済のスチュワードシップ活動における取組〕

- ▶ 運用受託機関に対し、「東京都職員共済組合コーポレートガバナンス原則」や「株主議決権行使ガイドライン」などのスチュワードシップ活動に係る都共済の方針を示し、これらに基づいたスチュワードシップ活動を行うことを求める。
- ▶ 毎年度、運用受託機関のスチュワードシップ活動に係る取組方針や体制、具体的な活動状況等について、詳細な報告を受け、モニタリングを実施する。
- ▶ モニタリングで聴取した内容等を踏まえ、毎年度、都共済のスチュワードシップ活動を取りまとめた報告書を作成・公表し、日本版スチュワードシップ・コードの各原則に沿った取組状況や運用受託機関の取組のベストプラクティスの周知に努める。

2. 運用受託機関の取組に関する考え方

各運用受託機関においては、画一的に議決権行使やエンゲージメントを行うのではなく、都共済の方針を踏まえつつ、個々の企業の状況等に応じて、適切に実施することが重要であると考えています。

そのため、運用受託機関に対し、下記の重視している事項を示し、個々の投資先企業の状況等を踏まえたスチュワードシップ活動に取り組むことを求めています。

引き続き、毎年度のモニタリングに際しては、運用受託機関の実施体制等の形式面のみならず、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解や運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づいた活動がなされているかという観点から、スチュワードシップ活動の取組の「質」に重点を置いて、運用受託機関の考え方や具体的な取組内容を確認してまいります。

また、都共済の議決権行使ガイドライン等の方針が、企業及び市場の実態に即したものになっているかを適宜確認し、必要に応じて、見直しを行います。

〔都共済がスチュワードシップ活動において重視している事項〕

〔エンゲージメント関連〕

- ① 企業価値向上・持続的成長を目的とするエンゲージメントの実施
- ② エンゲージメント内容の質
- ③ プロセス（P D C A サイクルなど）の実効性

〔議決権行使関連〕

- ① 都共済の株主議決権行使ガイドラインの遵守
- ② 企業の状況に即した議決権行使
- ③ 議決権行使とエンゲージメントの一体的運用